

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設） 拡充・延長・その他

No	6	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引・商品ファンドにかかる所得を含める。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得 <ul style="list-style-type: none"> <li>商品先物取引の決済差損益</li> <li>商品ファンドの収益分配金・償還損益</li> </ul> </li> <li>金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認める。</li> <li>現在、商品先物取引、有価証券先物取引、取引所金融先物取引に認められている3年間の損失繰越控除を一元化の対象とすべき金融所得全般に認める。</li> <li>以上の見直しについては、現行の証券税制（上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率）の期限（平成23年末）到来後に、実務上可能なものから順次実現していく。</li> </ol>	
関係条文	<p>〔 国税 所法第23条、第35条（措法第3条、第41条の14、第41条の15） 〕</p> <p>〔 地方税 地法第23条第1項第14号、地法附第35条の4 〕</p>	
要望理由	<p>個人金融資産から産業活動にかかるリスクマネーを供給する流れを強化するため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算の範囲を拡大し、「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する。商品先物市場は、商品を生産、流通、販売する事業者にとって、商品価格の変動にかかるリスクヘッジを行う場として、産業インフラとしての機能を有しているとともに、投資家等からの資金の流入によって、市場の流動性が確保されており、個人投資家を始めとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものとなっている。個人投資家の直接的市場参加や商品ファンド等による集団投資スキームを経由した市場参加を促進するためには金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引・商品ファンドに係る所得について金融所得課税の一元化の対象とすることが必要である。</p>	
減収見込額	<p>（初年度） －（－）</p> <p>（平年度） －（－）</p> <p>（単位：百万円）</p>	
地方税以外の措置	既存	<p>・国税 金融商品に関する所得の課税は利子、配当、譲渡、一次、雑とに所得区分が分けられ税率も同様でない。 また、商品先物取引、有価証券先物取引、取引所金融先物取引に限り損益通算が可能であり、3年間の繰越控除が可能となっている。</p> <p>・融資、補助金その他 なし</p>
	22年度の要望	<p>・国税 金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引、商品ファンドにかかる所得を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一元化の対象とすべき金融所得 <ul style="list-style-type: none"> <li>商品先物取引の決済差損益・商品ファンドの収益分配金、償還損益</li> </ul> </li> <li>対象とすべき金融所得に対する税率を統一する</li> <li>金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認める</li> <li>商品先物取引、有価証券先物取引、取引所金融先物取引に認められている3年の損失繰越控除を対象とすべき金融所得全般に認める</li> <li>以上の見直しについては、現行の証券税制（上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率）の期限（平成23年末）到来後に、実務上可能なものから順次実現していく</li> </ol> <p>・融資、補助金その他 なし</p>
過去の要望経緯	<p>平成17年度、18年度、19年度、20年度、21年度税制要望において要望を行った。しかし、21年度税制改正大綱において、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について引き続き検討を行うとされたところ。</p>	
本要望に対応する縮減案		

